

## 134. 総合大阪都市計画（1928 年）における公園系統計画の成立

-大屋霊城の役割とその計画思想の反映-

The Development Process of Park System Planning of Comprehensive City Planning in Osaka

- Planning thoughts of park system planning proposed by Reijo Oya and the reflection to the development process -

八尾修司\*・山口敬太\*\*・川崎雅史\*\*

Shuji Yao, Keita Yamaguchi, Masashi Kawasaki

This paper aims to show the development process of the park system planning of Osaka comprehended in City Planning decided in 1928. After the city improvement of Osaka in 1919, City Planning Division of Osaka prefecture had developed a park planning to create parkways to connect various parks scattered around Osaka. Reijo Oya, the city planner who played a leading part in park planning of Osaka, thought a park network and its systematization were indispensable and an ideal park-system of Osaka was realized with a radial road network connecting suburban parks with the city center. After the Great Kanto Earthquake, an evacuation function was tried to install in the city planning, but the financial condition made it impossible. After the city expansion in 1925, Osaka prefecture built a cooperative relationship with Osaka city, and eventually, many candidate sites of parks in city expansion area were reflected to the park system plan decided as Comprehensive City Planning in Osaka.

**Keywords:** Park System, Parkway, Osaka, City planning, Planning Heritage

公園系統, 公園道路, 大阪, 都市計画, 都市計画遺産

### 1. はじめに

#### (1) 研究の背景と目的

1928（昭和3）年5月に内閣の認可を得た総合大阪都市計画（第二次都市計画）のうち公園については、面積三千坪以上の大公園33ヶ所、三千坪未満の小公園13ヶ所に加えて、日本最初の都市計画決定となった公園道路12線が計画決定された。公園の配置及び選定にあたり、天然の地形が優れた場所、名勝社寺、河川沿いの空間、土地の取得が容易な場所の利用を見込み<sup>1)</sup>、また公園相互の連絡を図るために、散歩及びドライブに供する風致的な「公園道路」を設けて、公園網として機能させることで利用価値の増大を図った。

この総合大阪都市計画の「公園系統」計画は、都市風致の利用と形成、公園道路による公園相互の連絡と公園の系統的配置という欧米由来の計画思想を、大阪という都市において実現することを目指したものであった。その計画は、戦前日本の都市計画技術のありようを示すとともに、当時の都市計画技術者のすぐれた構想力を表しており、都市計画史・公園史において重要な計画であるといえる。

総合大阪都市計画における公園系統計画は、主として大屋霊城によって策定されたと言われている<sup>2)</sup>。大屋霊城は1919（大正8）年4月に大阪府公園設置調査会委員、同年10月に大阪府技師、翌1920年3月に都市計画大阪地方委員会の技師の任命を受けた<sup>3)</sup>。では、大屋はどのようにして計画策定に関わったのであろうか。

本研究は、これまでに明らかにされていない1919（大正8）年から1927（昭和2）年に至るまでの大阪公園計画の策定過程を明らかにし、その公園系統計画の成立について論じ、そこでの大屋霊城の計画策定における役割と計画思想の反映について明らかにする。

#### (2) 研究の位置づけ

先行研究として、高橋は総合大阪都市計画における公園計画の基礎骨格となった計画案として、1925（大正14）年5月に草案が完成した「大大阪公園計画」案の存在を指摘している<sup>4)</sup>。また『第一次大阪都市計画事業誌』は大正期における公園計画の詳細を示し<sup>5)</sup>、基礎資料として有用である。そのほか、総合大阪都市計画公園計画の内容と意義を論じたもの<sup>6)7)</sup>、総合大阪都市計画公園計画の前身となる公園計画を策定した主体の構想を示したもの<sup>4)8)</sup>がある。さらに近年、総合大阪都市計画における公園道路網計画の詳細と、一部の公園道路の形成過程が明らかにされた<sup>9)</sup>。しかしこれらの先行研究は、総合大阪都市計画公園計画案の策定過程や、関係主体の役割や議論の具体的内容の詳細までは明らかにしていない。

また、大屋霊城の公園論・都市論に関する研究<sup>10)11)12)</sup>、彼の生涯の功績に関する研究<sup>13)14)</sup>は蓄積されているが、大屋の都市計画思想が、総合大阪都市計画公園計画の策定過程においてどのように反映されたか、という点は未だ不明のままである。

近代大阪の公園計画の策定過程を考える上で重要な点は、大阪府が1925（大正14）年に大規模な市域拡張を行ったが、総合大阪都市計画（1928）の大規模公園に位置づけられる公園はそれまでの間、旧市域外に位置したということである。この市域拡張が、公園系統の策定過程における大阪府と大阪市の両者の関わりを複雑にする一要因となっている。本研究は上述した先行研究の成果の上で、大阪における公園系統計画の成立について論じ、そこでの大屋霊城の計画策定における役割を明らかにする。

#### (3) 研究の方法

本研究では、近代大阪の公園計画策定に携わった主体と

\* 正会員 大日本コンサルタント株式会社 関東支社 社会創造技術部 (Nippon Engineering Consultants Co., LTD.)

\*\* 正会員 京都大学大学院 工学研究科 (Kyoto University)

して、大阪府公園設置調査会、大阪府都市計画課、大阪市都市計画部および都市計画大阪地方委員会を取り上げ、行政資料のほか、各主体の当時の働きを詳細に報じた大阪朝日新聞、大阪毎日新聞等の新聞資料を用い、公園計画の策定の経緯と具体的な議論の実態を明らかにする。また本研究は、主に大正期における公園系統計画案の策定過程を明らかにするものであるが、それ以前の明治期からの都市計画公園計画案からの連続性についても論じる。

なお、本稿では読みやすさを優先し、一部資料原文の漢字の旧字体は新字体に、片仮名は平仮名に適宜改めて引用した。

## 2. 大正8年以前の公園系統計画の構想

### (1) 新設市街設計(山口半六案)の公園構想

大阪市では1897(明治30)年に第一次市域拡張が行われ、市内の健全な発達を促進するために新市街地の計画樹立が必要とされた。1898(明治31)年、大阪市は当時建築設計に従事していた山口半六工学博士を招聘し、計画立案を依頼した<sup>15)</sup>。山口は調査設計の末、1899(明治32)年に187線の街路計画、21線の運河、そして大小の公園29ヶ所を「大阪市新設市街設計説明書」として発表した。同説明書の「公園の新設」の項において、「公園は市民の衛生快楽の為に市に於て設備すべき性質のもの」とし、「天然の風景を有し多少の観望なかるべからず又何にかの由緒あつて従来公衆が遊覧に行く処たらざるべからず」と、公園新設の方針が示されていた<sup>16)</sup>。

具体的な配置については、約2万坪以上を大公園、千坪以上を小公園とし、それぞれ5ヶ所、24ヶ所の新設を計った。ここでは、市街地の周縁部に計画的に分散した配置が読み取れるが、公園道などの系統立った構成は認められない(図-1)。これらの公園は、災害時には避難所として、戦災時には病院の設置場所、通常家屋では行えない大集会の会場、市民および子どもの遊び場などの多様な用途として使用されることが想定された。この公園計画策定の狙いとして山口は、市域拡張により編入された土地では、宅地が少なく空地が多く、地価が騰貴しないため、「公園を設くるの準備を為すは最も時を得たるもの」と考え、新街路の設計と合わせて公園の位置選定を行った、と述べている<sup>16)</sup>。

この山口案は公園の配置にとどまり、「公園系統」の考え方は認められなかったことが確認できた。また、事業として実施をみるには至らなかった。

### (2) 大阪市区改正設計における公園系統計画の萌芽

1917(大正6)年4月に設置された関一(大阪市助役)を委員長とする大阪市の都市改良計画調査会<sup>17)</sup>は、外国都市の改良に関する法律・条令の調査、市区改正の準備に必要な図面や書類の作成などを行う機関として設置された。調査会は市区改正案の立案に努め、1918(大正7)年4月に成案を得て、これに基づき1919(大正8)年11月に大阪市役所市区改正部が修正案を策定し(市区改正部案)、池上市長に報告した<sup>17)</sup>。この顛末は『第一次大阪都市計画事業



図-1 「大阪市新設市街設計全圖」(1899年)にみる公園配置

(国立国会図書館関西館所蔵。公園箇所は筆者加筆)

表-1 大阪市都市計画説明書における公園計画に関する記述

(アルファベットは後出の図-2及び表-2に対応、以下同様)

| 地域 | 計画の内容                                                                                                                                                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北部 | 北に吹田附近の大地を利用して成る天然公園(A)又は南に神島村附近の新淀川堤防に沿う河沿公園(B)又は此二園を連絡して崇禅寺馬場其他の勝地を貫く遊歩道の設備の如きは恐らく適当の時期に於て考慮の必要あらむ                                                                                                                 |
| 東部 | 市の東部にありては(…)此方面の公園設備としては地勢上今特に予定すべきものなしと雖も然も本市にして將來大阪城(D)を挙げて市の一大公園たらしむべき期待を捨てざる限り東郊一円の地は即ち卒先其利を享くべく更に進んで生駒山麓自然の起伏に依る森林公園の施設を見んも亦畢竟時の問題のみ                                                                            |
| 南部 | 市の南郊に見んが(…)若し夫れ此方面に於て適當なる公園設備を策し以て住宅地域の価値を發揮せしめんと欲せば即ち田邊村の西、股ヶ池より池田池に亘り附近(C)の地勢頗る其の施設に適するものあり能ふ可くむは更に快適なる公園道路を以て之を北に天王寺公園に結び西に住吉公園と連ね又南に大和河畔(K)依羅村地先の松林より更に流れと共に西して敷津村の河口に至らしめんか恐らく此の間多種多様の景致を点綴して一大連続公園の美観を大成するに至らん |

誌』に詳しい。この市区改正部案に基づいた「大阪市区改正設計」(1919年12月に内務大臣認可)と、それを引き継いだ「第一次都市計画事業」は、街路を主とするものであり、公園計画を含まなかった。しかし、市区改正部案には公園計画が含まれていた。

市区改正部案である「大阪市都市計画説明書(交通運輸之部)」の「郊外地ノ開發」という章において公園計画案が示された<sup>2)</sup>(表-1<sup>18)</sup>)。この市区改正部案の公園計画は、大阪城の公園を除くほとんどが市域外を想定しているが、これは市区改正部が中之島市庁舎を中心として半径五里(約19.6km)の圏内の調査を行ったためである<sup>19)</sup>。市区改正部案では、市の北部に、吹田付近の大地を利用した天然公園、新淀川堤防に沿う河沿公園、これら二園を連絡する「遊歩道」が構想され、市の東部においては、大阪城跡の一大公園化と生駒山麓の森林公園の計画案が認められる。市の南部においては、住宅の価値を向上させるための公園として、股ヶ池・池田池(後の桃ヶ池・長池)と、天王寺公園から住吉

表-2 1920 年以降における主要公園候補地に関する言及  
の変遷とその規模（新聞記事等を基に筆者作成<sup>3)</sup>）

| 記号 | 公園候補地             | 1920 年<br>9 月     | 1922 年<br>1 月   | 1923 年<br>2 月 | 1924 年<br>7 月 | 1927 年<br>10 月 | 1928 年<br>5 月   |
|----|-------------------|-------------------|-----------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| A  | 吹田北西部<br>(服部・千里山) | ●                 | ●               | ●             | ●             | ●              | ◎<br>33.7 万坪    |
| B  | 新淀川地域<br>(十三橋付近)  | ●                 | ●               | ●             | ●             | ●              | ◎<br>1.9 万坪     |
| C  | 股ヶ池・田邊<br>付近      | ●                 | ●               | ●             | ●             | ●              | ◎<br>24.9 万坪    |
| D  | 大阪城跡              | ●                 | ●               | ●             | ●             | ●              | ◎<br>17 万坪      |
| E  | 城東練兵場             | ●                 | ●               | ●             | ●             | —              | —               |
| F  | 農学校跡地             | ●                 | ●               | ●             | ●             | ●              | ◎<br>2.7 万坪     |
| G  | 聖天山               | ○<br>公園道路<br>附設   | ○<br>公園道路<br>附設 | ○             | ○             | ○              | ◎<br>8 千坪       |
| H  | 帝塚山               | ○<br>公園道路<br>附設   | ○<br>公園道路<br>附設 | ○             | ○             | ○              | ◎<br>2.8 万坪     |
| I  | 住吉浦               | ○<br>5 万坪         | —               | ○             | ○             | —              | ◎               |
| J  | 淀川河口一帯            | ○<br>2 万-<br>5 万坪 | —               | ○             | ○             | ○              | ◎<br>北港<br>4 万坪 |
| K  | 大和川付近             | —                 | ○<br>公園道路<br>附設 | —             | —             | ○              | ◎<br>6.1 万坪     |
| L  | 吹田山一帯             | —                 | —               | △             | △             | —              | —               |
| M  | 神崎川付近             | —                 | —               | ○             | ○             | ○              | ◎<br>10 万坪      |

凡例 ●：六大郊外公園 ○：その他の公園  
△：位置特定が困難な箇所 ◎：都市計画決定された公園  
—：言及無し

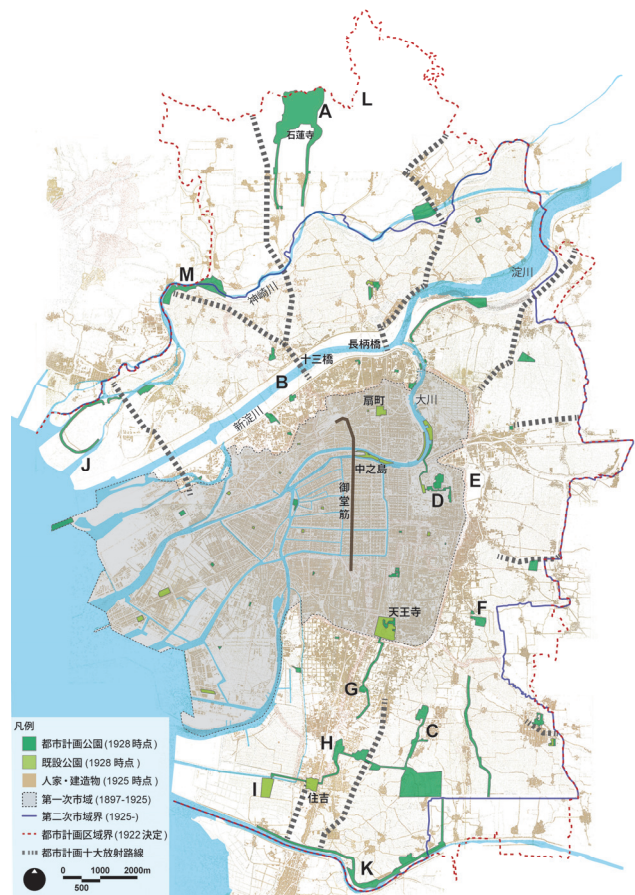


図-2 1920 年以降における公園候補地位置と市域拡張の様子

(大阪都市計画図 (1928 年) 上で筆者が公園候補地位置を特定<sup>4)</sup>)

公園までを結ぶ「公園道路」の計画が確認できる。これは大阪南部において点在する多種多様な「景致」を繋ぐことにより、一大連続公園の美観を形成することを目指すものと明記された。これらの市区改正部案中の「公園道路（遊歩道）」および「大連続公園」の構想は、すぐには事業化に至らなかったが、その後の総合大阪都市計画（1928 年）中の公園系統計画の先駆をなす考え方がここに認められることは着目すべきことである。これらの主な立案者は不明であるが、都市改良計画調査会委員の一人であった片岡安は著書『現代都市之研究』（1916 年）において「公園系統」の概念を紹介している<sup>20)</sup>ことから、片岡の意向が反映された可能性がある。

### 3. 大正 8 年以後の公園系統計画の具体化

#### (1) 郊外の大公園と公園循環道路の計画

1919（大正 8）年 5 月、大阪府公園設置調査会が設置された。これは、大阪府が当時経営していた住吉、箕面、濱寺の三公園に加え、さらに「大公園」を新設するための調査を行う機関として設けられ<sup>21)</sup>、実際に大阪市附近および既設公園を除いた府下全般にわたって二ヶ年事業として実測調査を行うものであり、1921（大正 10）年 3 月に調査を完了した<sup>22)</sup>。調査会の構成員は大阪府の技師からなり、上村府衛生課長、矢野府林業技師、武岡府地方課長、奥田府土木技師、さらに大屋霊城が府園芸技師として名を連ねた。

大屋は 1919（大正 8）年 10 月に大阪府技師を任じられ、さらにこの調査の途上の 1920（大正 9）年 1 月に都市計画委員会官制が敷かれて、3 月に都市計画大阪地方委員会技師（高等官六等八級俸）を大阪府技師と兼任で任じられた<sup>3)</sup>。

大阪府公園設置調査会の調査とは別に、大阪府都市計画課も公園系統施設に関する調査を担った。1920（大正 9）年 8 月には大阪府都市計画課案として、大阪市の郊外、特に北部・東部・南部の三面に異なる特色をもつ六箇所の大公園を分布させ、これらを連絡させる幅員八間の「循環道路」をつくるという計画案を示した<sup>23)</sup>。この循環道路には並木と芝生を施す計画であった。

9 月には、府都市計画課の「公園系統」案として、吹田の西北の山林を利用した二十五万坪の山林公園（A）、新淀川を中心とした六十万坪の河岸公園（B）、股ヶ池、池田池を中心とした三十万坪の水公園（C）、大阪城内の二十万坪の日本式公園（D）、そして城東練兵場内の運動公園（E）、さらに天王寺公園内にある動物園を農学校内（F）に移転し、一帯を公園化するという具体案が提示された<sup>24)</sup>。これに加え、住吉公園の西方（I）に約五万坪を新設する計画や築港方面（J）に約二万から五万坪の公園を二ヶ所設置する計画が示され、さらに市都市計画部において市内に約二十箇所の小公園を設置する方針が掲げられた<sup>24)</sup>。

このとき、公園を連絡する循環道路が構想され、大阪南部に位置する天王寺公園を出発点として住吉公園に達する幅員六間～八間の道路を新設する具体案が示された。この道路は、両側に松並木を隔てて歩道を設け、中間に存在する聖天山 (G)、阿倍野神社、帝塚山 (H) を公園として連絡する「道路公園」として構想された<sup>24)</sup> (表-2 及び図-2)。この大阪南部において構想された道路公園は、大阪北部豊能郡の石蓮寺から箕面公園に達する道路の構想とあわせて、南北二大道路公園構想として位置づけられた。これらの大阪府都市計画課案には、市区改正設計案とも多くの共通点があり、公園系統の計画理念の反映が認められる。また、この公園間を連絡する道路公園構想が、折下吉延の 1920 (大正 9) 年 10 月の外遊報告<sup>25)</sup>以前の立案であることは、日本の公園史のなかに位置づける上で重要な点である。

大阪府公園設置調査会は 1921 (大正 10) 年 3 月に調査を完了し、そこで得た成案を、大阪府都市計画課による調査結果と合一させた。すなわち、大阪府全体の公園系統の策定にあたり、大阪市とその付近に関しては大阪府都市計画課による調査結果を採用し、それ以外の郡部の大公園に関しては大阪府公園設置調査会による成案を採用するという分担を行い、両者を「総合渾一」させ、「大阪府全員の公園系統を作る」方針がとられたのである<sup>26)</sup>。

大阪府都市計画課はさらに、都市計画事業の進捗に伴い「系統あり聯絡ある公園計画を樹立するの必要」を認め、1922 (大正 11) 年 1 月に公園計画案を固めた<sup>27)</sup>。新聞には「大屋技師の手許に於て理想案として六箇所の候補地を選定した<sup>28)</sup>」と報じられていることから、この計画策定は大屋霊城によるものであったことが裏付けられる。

郊外公園の計画案は、それまでの調査の結果を概ね引き継いだもの<sup>29)</sup>であり、公園間の連絡道路は中之島より天王寺、住吉に至り、住吉から股ヶ池 (C)、大和川の浅香山 (K) を結ぶもので (表-2 及び図-2)、さらには仁徳天皇陵を経て濱寺に至る拡張も想定されていた<sup>29)</sup>。これらは大阪府都市計画課が「各公園間の聯絡を十分ならしむる方針<sup>29)</sup>」を採用し、公園系統の充実を図って立案されたものであった。

表-3 都市計画大阪地方委員会による調査方針

- |                                                            |
|------------------------------------------------------------|
| 一. 市内にありては各五町平方の面積内に一箇所の割で小公園 (三百坪以上四萬坪以内) を設備すると五十箇所      |
| 二. 郊外に凡そ三百五十萬坪の郊外公園を設備すると (但し一人當二坪の割)                      |
| 三. 郊外公園はなるべく市の中心より近距離の地點、且交通機關の完備せる所に選ぶと                   |
| 四. 各公園の利用を大にし且其の効力を増進するの目的を以て公園廣道を作り總ての大公園を連絡して一つの系統を作る事   |
| 五. 現存の公園は其の施設當を得ざるものが少くないので之が改良をなし將來に對して十分其の任を果し得るよう設備を行ふと |

## (2) 公園廣道による公園間の連絡と公園系統の樹立

1922 (大正 11) 年 4 月には大阪都市計画区域が決定され、同年 8 月、都市計画大阪地方委員会による公園計画案が報じられた (表-3<sup>27)</sup>)。これは、市内小公園は面積五町 (約 545 平方メートル) 内に一箇所の割合で 50 ヶ所を配置し、郊外公園は市の中心から近距離で、かつ交通機関が完備された場所に合計 350 万坪整備する、という案であったが、さらに各公園の利用と効力を増進させるために「公園廣道」を作り、大公園を連絡させ一つの系統をつくる方針が示された。具体的には以下のように示された。

「各公園を連絡する道路については、市内では特に公園廣道といふ様な特別の構造を有するものを以て連結するとは素より困難の事なので、既設又は設計済の道路に公園を結びつけて一つの循環系統を作り遊覧者の便を計り、且市内不潔の地を通過せしめない様、並木其他の設備によって道路及びその附近を特に風致的に整備、郊外においては特に地點を選んで公園専用廣道を施設し、公園の効果を益々大ならしむる方針を採る<sup>27)</sup>」

(読点及び下線は筆者加筆)

すなわち、市内では公園廣道の新設が困難であるため、既設または設計済みの道路と公園を結びつけ、道路とその付近は並木植栽などの設備によって風致的に整備、一方郊外においては、公園専用の廣道を整備し、公園の効果を高める方針が定められたのである。これより、並木植栽設備を擁した道路である「公園廣道」によって公園相互を連絡し、公園の利用拡大と効果増進を計ることで、公園系統の実現が図られようとしたことがわかる。

1923 (大正 12) 年 2 月には、大阪府都市計画課が当時の市域周囲部、特に都市計画放射路線に沿って公園を配置する公園系統計画を打ち出した<sup>28)</sup>。総工費は二千万円、総面積は二百万坪であり、市の南部に三ヶ所 (住吉浦 (I)、帝塚山方面一帯 (H)、股ヶ池付近一帯 (C))、東部に三ヶ所 (大阪城址 (D)、城東練兵場 (E)、農学校移転跡 (F))、北東部に二ヶ所 (新淀川廢川敷 (B)、神崎川上流一帯 (M))、北部に二ヶ所 (吹田山一帯 (L)、服部神社付近一帯 (A))、西部に一ヶ所 (淀川河口一帯 (J))、の合計十一ヶ所の公園の新設を掲げ (図-2、前出)、都市計画放射路線に市内から郊外の公園へ連絡する役割を与えた。1920 年 9 月の府都市計画課案と比較すると、吹田山一帯、神崎川上流一帯、が新たに加えられている (表-2)。

これまでの変遷をみると、公園系統計画の策定にあたり、公園を置き、新たに循環道路や公園廣道を設け連絡するだけでなく、道路部分を放射路線で担保し、その周囲に公園を配置することで、道路網と一体化した公園系統を実現する狙いがあったものと考えられる。これについては次節にて詳述する。

## (3) 大屋霊城の「公園系統」の計画思想

本公園系統計画の策定が大屋霊城の主導によるものであったことは、先述の通りである。大屋がこのような計画策定を進めた背景には、どのような計画思想があったのであろうか。本節では大屋の公園計画の考えとの関係を示す。

大屋は新聞紙上に都市の計画に関する自らの考えをしばしば発表しており、大阪府都市計画課による公園計画が発表された1923(大正12)年2月には「パークウェイとブルーバール」と題した論考を新聞の連載記事に寄稿している。この論考は当時の大屋の公園系統の考え方が読み取れる重要な資料である。

大屋は公園を相互に連絡する「公園道路」として、パークウェイを「帯状に延びた公園帯」、ブルーバールを「並木を以て飾られた遊歩道」と分類し、これらを「最も吾人の興味を惹き又日本の都市に容易に応用し得られ且利用価値多い公園」と位置づけた<sup>28)</sup>。この公園道路の事例として、郊外大公園を結び付けるためにアメリカなど欧米のパークウェイやブルーバールの事例を紹介し、そのネットワーク機能の重要性を論じている。また、大屋は公園道路について、道路整備の際に少々余裕をもって土地を買収し若干の費用を投じることで公園的整備が可能という利点をその長所として挙げていた<sup>29)</sup>。

大屋は都市全体における公園の機能について「公園系統(Park System)」という概念をもって説明している。すなわち、さまざまな種類があり、利用の方法も異なる多数の公園が「相互に異なりながら量や質、利用においても一定の連絡を保たせ、統一感をもたらし全体が一つの有機体として機能するようにつくられて初めて、公園系統と呼ぶべき<sup>30)</sup>」であり、「都市の公園は都市全体の設計を理解し都市全体の公園設定に關しての一定した方針を樹てた上でなくては譬え僅か一ヶ所でも満足な設計は出来ない<sup>31)</sup>」と主張した。「系統の無い公園設定は無意味であり無価値である<sup>32)</sup>」と後に著作で断言するほど、公園計画の策定にあたって「公園系統」の考え方を重んじたのである。

大屋は、公園系統はその都市の道路系統や各種組織の構成によって区別できるとし、(1)放射式、(2)輪環式、(3)分散式、(4)放射分散式、(5)廻遊式の五種類を挙げたが、この中で大屋がわが国の都市に最適だと考えたものは、「放射分散式公園系統」であった。すなわち、市内には小中公園を満遍なく分布させ、郊外四方には大公園を置き、これらの公園と都市の中心部を大道路(公園的道路でも可)により結ぶのが最も適するとした。その理由として、公園を放射分散式に配置することにより、各方面の人が均等的に日常生活で公園を利用することができ、一朝有事の際も公園を避難地として利用できることを挙げた<sup>33)</sup>。しかし、実際に公園を造り大道路で結ぶには困難を伴うため、郊外に向かって走る放射大道路のそばに大公園を選定することにより、この希望を達する<sup>34)</sup>と説明している。

以上に述べた大屋の「公園系統」の考え方は、大阪の公園系統計画における1)公園道路による公園相互の連絡、2)多種多様な公園と都市計画放射路線との一体的な配置、という点で共通しており、大屋の計画思想の大阪公園計画に対する反映が認められる。

## 4. 関東大震災後の公園計画

### (1) 関東大震災発災後の公園計画案の修正

1923(大正12)年9月1日に発生した関東大震災は、大阪の都市計画に大きな影響を与えた。発災後、大阪市当局の技師隊は東京の視察調査を行い、文明都市として誇られていた諸施設がひとたまりもなく破壊されていたのを目の当たりにし、「これは一つ根本的に施設を考へ直して見なければならぬ」と、その都市計画の見直しの必要性を実感した<sup>35)</sup>。では、大阪の公園系統計画の策定において関東大震災が与えた影響はどのようなものであったのであろうか。

震災の翌月、大阪府都市計画課は公園計画案の修正の必要性を認め、大阪市当局とも協議の上での計画案の修正を開始した。その修正方針として特筆すべきものが、「震災の副産物として計画され最も興味あるもの」と表現され計画された、大公園や避難所を連絡する大道路公園であった<sup>36)</sup>。市街地からの避難を目的として、運河や河川、広幅員道路を利用した大道路公園が計画された。具体的に、東西方向の道路公園として、堂島、土佐堀、阿波堀、長堀、道頓堀などの川を利用し、兩岸あるいは片岸の家屋を取り払い、対岸の猛火を防ぐ程度に拡張整備するものが挙げられた<sup>36)</sup>。南北方向の道路公園としては、1)十三間川から境川、中津川の両運河を連ねた三里にわたる大運河を築造し、両側に植樹を施すもの、2)計画中であった二十四間道路(御堂筋)を南北に延長し、北端を十三橋、南端を住吉公園とするもの、3)松屋町線を延長し、南方は天王寺公園から聖天山(G)・帝塚山(H)を連ね住吉公園に至り、北方は中之島から扇町公園を経由し長柄橋に至るもの、が構想された<sup>36)</sup>。

この大道路公園の構想の狙いについては、大阪市土木部長兼都市計画部次長である岩田成実が、「外国都市の公園道路は都市の美観と保健上から造られたものだが大阪市などでは幅二十間以上の公園道路を市内に縦貫させて大公園又は市外に通じ両側に火を防ぐような樹木を植付けるようにすればイザという場合には避難するのに頗る便利である<sup>37)</sup>」と説明している。つまり、都市の美観と保健という観点から造成するものと位置づけられていた公園道路に、防火及び避難路としての機能を付加する狙いがあったといえる。

1923(大正12)年12月には、大阪府ではなく、大阪市の都市計画部による調査及び計画の内容が示された<sup>38)</sup>。それは、1)災害時には馬車道から大阪城内に避難が可能となるように、濠と石垣の一部を撤去し公園道路を整備する、2)隣接する城東練兵場には防火樹と道路を施し、馬場公園と道路で連絡する、3)生魂神社の敷地を、同宮司から「その付近を公園とするならば市に寄附してもよい」という申し出がなされたために公園用地に加え、同様に四天王寺周辺も土塀を撤去し、天王寺公園との間に公園道路を整備する、というものであった<sup>39)</sup>。実際に公園候補地の調査が、大阪市都市計画部によって進められた。主担当である瀧山良一土地課長は、候補地の選定基準として、1)大道路に面した場所、2)万一の際避難が容易である場所、3)郊外との連絡が可能な場所、という条件を考慮して計画案を練った

38). また公園の配置は、防災および避難の観点を強く意識するもので、例えば大阪城跡 (D) や城東練兵場 (E)、生魂神社、四天王寺、天王寺公園は「公園のライン内にとり入れ<sup>39)</sup>」、災害時の郊外への避難に資する「中継公園」として設定された。この点からも、震災を契機として延焼防止・避難路の確保というねらいが認められる。

市当局においては震災発災後、1) 道路を郊外に延長し避難路とすること、2) 幅員を拡張し道路舗装材を不燃焼のものとする、3) 橋梁を不燃焼性のものに架替えること、4) 市の内部及び周囲に避難場所としての大公園を設けること、そして 5) 街路及び公園に不燃焼性の樹木を植樹すること、を基本方針として定めた<sup>40)</sup>。先述の大道路公園及び公園配置の構想はこの方針に沿うものであったといえるが、最終的に多くが都市計画決定に至らなかった。その要因としては、「大公園計画の厄介者が残されてある<sup>40)</sup>」と評されたように、市当局では財源の都合上、都市計画十大放射路線や補助路線などの街路計画、及び燃焼性橋梁の架替えが優先され、公園計画の大部分が後回しにされたことが挙げられる。また、大道路公園の構想は「近く実施される隣接町村編入を待ち更に理想案による郊外大公園を設定する<sup>38)</sup>」とあるように、市当局としては、大阪全体の公園系統の実現のために、震災前まで議論されていた郊外大公園の実現を優先したことも要因の一つであった。

## (2) 府市共同による郊外公園の計画策定

1924 (大正 13) 年 7 月、都市計画大阪地方委員会はさらに調査研究を進め、総面積二百十九万坪、土地買収費等の経費約二千三百万円の公園系統計画の成案を得た<sup>41)</sup>。これは時期を鑑みると、高橋理喜男<sup>42)</sup>がその存在を指摘する「大大阪公園計画」の草案であると推察される。その内容は、府の都市計画放射路線に沿って市の南部に三ヶ所 (住吉浦 (I)、帝塚山方面一帯 (H)、股ヶ池付近一帯 (C))、東部に三ヶ所 (大阪城址 (D)、城東練兵場 (E)、農学校跡地 (F))、北東部に二ヶ所 (新淀川廃川敷 (B)、神崎川上流一帯 (M))、北部に二ヶ所 (吹田山一帯 (L)、服部神社付近一帯 (A))、西部に一ヶ所 (淀川河口一帯 (J))<sup>41)</sup>と、市の郊外地に多数の公園を配置するものであり (表-2 及び図-2)、1923 (大正 12) 年 2 月の大阪府都市計画課案をほぼ踏襲したものであった。すなわち、ここで関東大震災後に新たに考案された、市内の道路公園新設案は採用されなかった。

このとき、公園の事業実施の費用分担について、「大阪市内に属するものは市の経費に於て郡部に属するものは府の経費に於て夫々施行」し、計画については「市の内外を論ぜず都市計画区域内である以上府市協調の下に進行」する方針が定められた<sup>41)</sup>。

1925 (大正 14) 年 4 月 1 日、大阪市の第二次市域拡張が行われた。これにより東成郡・西成郡が市域に編入され、従来は郡部に位置した公園候補地の多くが市域に属することとなったが、同年 7 月には、市域拡張に伴い、これまで公園計画を立案してきた大阪府と大阪市が「共同」で計画立案を行う方針が伝えられた。公園の設置に関する府市の

分担は、府が大公園の開設、市が主に市内小公園の経営にあたる、という方針がとられ、府市共同での公園系統の実現が図られることとなった<sup>42)</sup>。

## (3) 内務省都市計画課における公園候補地の審議

1927 (昭和 2) 年 10 月には、大阪市都市計画部が街路、運河、下水道、公園、墓地を含む総合的計画の成案を内務省都市計画課<sup>7)</sup>へ提出し、審議された<sup>43)</sup>。その結果、公園計画は、市の財源状況を考慮し、内務省都市計画課が理想とする半分の総面積約二百五十万坪 (総数五十八ヶ所)、総経費三千五百万円の計画とする方針が固められた<sup>43)</sup>。

内務省での審議を経て、公園計画案は都市計画大阪地方委員会へ諮問されることとなったため、この案は概ね最終の成案であった。実際、ここで示された多くの公園候補地が、1928 (昭和 3) 年 5 月の総合大阪都市計画決定の際に、都市計画公園または公園道路として決定された (表-2)。

1927 (昭和 2) 年 10 月時点における公園候補地のうち「目星しいところ」と表現された候補地とその計画が、当時の新聞記事において具体的に説明されており (表-4<sup>44)</sup>)、市内および郊外地におけるさまざまな自然環境や景勝地、海岸埋立地などの活用が挙げられ、多種多様な大小の公園が配置され、公園道路による連絡が担保された公園系統計画として立案された状況が伺える。

ただし、新淀川地域 (B) における公園候補地の規模は大きく縮小した。関東大震災発災後、西部では築港方面、南部では帝塚山、田邊町方面をとり入れた公園系統の構想が考案され、北部においては新淀川洪水敷をとり入れる構想があった。ところが、「地震が起れば此辺一帯海嘯に襲われる虞があるので沙汰已み<sup>38)</sup>」となった。

また、六大郊外公園の一つに位置づけられた城東練兵場 (E) は大阪唯一の飛行場であり<sup>45)</sup>、第四師団の「好意」により「万一の場合の開放に諒解」を得ていたが<sup>46)</sup>、1927 年 10 月時点での公園候補地としての記述は確認できない。また、吹田山一帯 (L) の広大な敷地は最終的に公園用地として指定されていない<sup>48)</sup>。

## 5. 結語

本研究では、大正から昭和初期における大阪の公園系統計画の策定過程について、策定主体の関わりと意図に着目して明らかにした。公園系統計画の策定に関与した主な主体の動向を整理したものが図-3 である。以下、本研究の具体的成果を示す。

### 1) 大屋霊城の主導による公園候補地の選定

大阪市区改正設計認可後、森林公園、河岸公園、娯楽教化公園、運動公園、動植物公園、水池公園等の種別ごとに公園候補地が選定され、分布させた公園を公園道路により連絡させる公園系統計画の構想案が、大阪府兼都市計画地方委員会技師であった大屋霊城の主導により作成された。本計画においては、事業化の可能性が高い公園候補地が、都市計画放射路線沿いに選定された。ここで計画された公園候補地は、大阪市区改正設計において構想段階にあった

表-4 1927年10月時点の代表的な公園候補地に関する記述（下線は筆者加筆，アルファベットは図-2と対応）

|       | 公園候補地に関する記述                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北部    | <u>服部公園</u> (A)，これは阪急線西手豊津の丘陵を抱いた面積卅万坪の山林公園で，櫻もあり紅葉もあり廣い境地いひ知れぬ静寂さに包まれて市との距離も一里足らずのところ，市ではこれが連絡に幅員二十五メートルの公園道路を設けようとの計畫がある，つぎは <u>神崎川公園</u> (M) で面積が三万坪，東海道線に近い神崎川左岸の細長い景勝地をそのまゝにとり入れてこれに公園施設を加へようといふのである（…）東淀川區では <u>十三公園</u> (B)，面積が一萬五千坪これは常緑樹の多い今里の高原地帯をとり入れる，つぎは同區内の崇禪寺公園，これは本社が大大阪記念博の収益中から寄附した公園新設費の一部でこんど新たに設けられた北中島公園を中心に市農園の中島農園から生田傳八の返り計で知られた崇禪寺馬場をもとり入れての計畫。          |
| 東部    | <u>御勝山</u> (F) の方は御勝山を中心にして名利舍利寺一帯の風景をとり入れる。森小路の方は京阪線の東手で主として運動公園にする（…）かねての問題だった <u>大阪城</u> (D) を中心に，淀川左岸をとり入れての計畫があり，その總面積約廿萬坪で大阪城の開放については師團側の諒解をも得てゐる。                                                                                                                                                                                                                           |
| 南部    | 住吉區では大和川右岸 (K) の堤防を利用して堺の浅香山を背景に細長く下流に沿うて新しい設備を加へる。つぎは <u>臨南寺と南田邊</u> の二箇所， <u>臨南寺</u> の方は面積廿万坪で樹木にうまれた古刹臨南寺を中心にして寺岡の花畑一帯をとり入れる， <u>田邊公園</u> は三万二千二百坪でこれも本社寄附の公園費の一部を振當てられたもので風光に富んだ山阪神社を中心に長池，股ヶ池をとり入れた上， <u>臨南寺</u> との間には並木帯の公園道路で連絡される (C) が次に今の天王寺公園から住吉區西部の高原地帯をとり入れた綜合公園の計畫もある。 <u>阿倍野</u> から <u>帝塚山</u> (H) <u>聖天山</u> (G) を一本の公園道路でつないでこんど新たに擴張される府の住吉公園と連絡をとるもので總面積が約廿万坪。 |
| 西部    | 舊市港區では <u>北港公園</u> (J) が新設される，これは築港砲台跡の西手から正連寺川尻までの海面一萬坪を埋て理想的の臨海公園に仕上げようとの計畫である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 市内小公園 | 都計事業の小公園であるが，これは舊市では賑町，泉尾，市岡，浦江，中之島，稻荷町，新市では長柄，今宮，平野，瑞光寺，股ヶ池その他一ヶ所で面積は三百坪から千坪までの計畫である。この外土地區劃整理による小公園としてすでに設計済みのものをいふと佃土地組合が二ヶ所，野江と福田が各一ヶ所，墨江第一が一ヶ所，天王寺が十三ヶ所，すみれの荘が八ヶ所，瑞光寺が一ヶ所となつてゐる。                                                                                                                                                                                              |

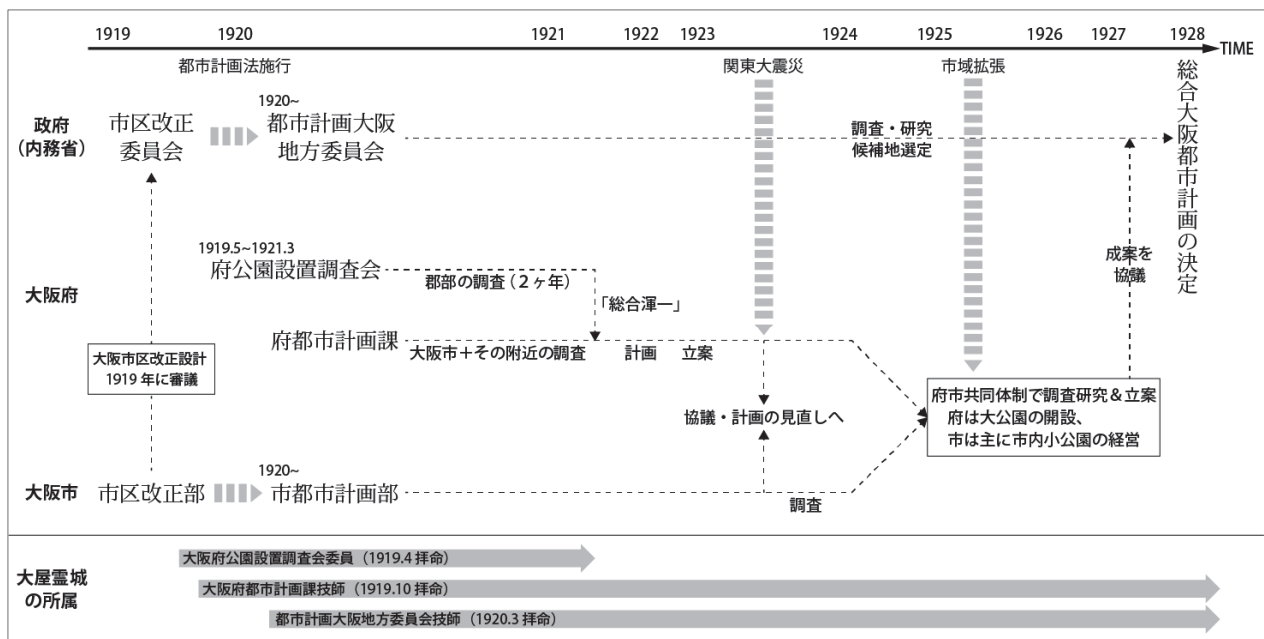


図-3 公園系統計画の策定に関与した各主体の動向（本稿で用いた資料を基に筆者作成）

公園計画案を大部分継承し，具体化したものであった。

## 2) 公園系統計画に対する大屋霊城の計画思想とその反映

大正期大阪の公園系統計画は，公園道路による公園間の連絡，多種多様な公園と都市計画放射路線との一体的な配置を目指すものであった。その計画には大屋霊城の考えが反映された。大屋は，公園道路のネットワーク機能の重要性に着目し，多種多様な公園が相互に異なりながらも量や質，利用において一定の連絡を保ち，また統一感をもたらす全体が一つの有機体として機能することを主張し，「公園系統」の実現を図った。また，都市計画放射路線と一体的な公園の配置は，郊外の大公園と都市中心部を大道路によ

り結ぶ「放射分散式公園系統」の考えに基づき計画された。

## 3) 関東大震災発災に伴う道路公園の構想

関東大震災の被害状況を鑑み，大阪市では都市計画全体の見直しが迫られ，その結果，大阪府・市は従来の公園候補地の面積拡充をはかり，大公園や避難所を連絡する道路公園を整備することを考案した。特に道路公園の構想は，東西方向に存在する河川沿いの空間を拡張する，南北に構想されていた公園道路の計画を延長させることが図られた。これらは公園道路に，防火及び避難路としての機能を付加する狙いがあったものであった。ただし，大道路公園は財政状況から成案には反映されなかった。

#### 4) 府市共同による計画策定推進と公園系統の思想の反映

総合大阪都市計画の公園系統計画案の策定は大阪府都市計画課の主導で進められたが、大阪市の第二次市域拡張を経て、郡部に位置した公園候補地の多くが市域に属することとなった後も、その計画案は引き継がれ、総合大阪都市計画公園計画として成立した。公園の整備については、府が大公園の開設、市が主に市内小公園の経営にあたるという、「府市共同」の体制がとられた。都市計画決定された計画案に公園系統の思想が反映されたのは、大屋が府公園設置調査会で原案作成から関わり、都市計画大阪地方委員会技師として、都市計画の成案を作成する立場にあったこと、また、府市共同の体制を確立できたことによる。

#### 【補注】

- (1) 都市改良計画調査会における調査事項には、(乙) 普通調査事項に「市街測量ノ現状、傾向及要ノ調査」として、「保養ノ娯楽」の項目の中に「公園廣道及車馬道」という記述が確認された。(内務省都市計画課：都市計画要鑑第二巻 大正十一年刊 [二]、柏書房、pp.43-47, 1988.)
- (2) 本計画案は『第一次大阪都市計画事業誌』にも記されている。(参考文献5)
- (3) 1920年から1927年については、本研究で引用した新聞記事(参考文献24, 25, 26, 41, 44)を基に作成した。また1928年5月の欄については、参考文献1)を参照しており、このうちCの面積規模に関しては、該当地域に属する桃ヶ池公園(26,000坪)、田邊公園(23,300坪)、臨南寺公園(200,000坪)を合わせた数値としている。
- (4) 図の作成は、大阪市役所土木部編集「大阪都市計画図 街路・運河・公園・墓地」(1928)を基に行い、第一次市域範囲及び人家・建造物の分布は、大阪毎日新聞社監修「最新実測大大阪明細地図」(1925)をトレースした。
- (5) 公園系統概念の展開については佐藤昌や石川幹子の著書に詳しい。折下は1920年10月に欧米視察の成果として、日本で最初期に公園系統およびブルバールの概念を紹介している。(参考文献6, pp.214-218, 参考文献11), pp.20-26)
- (6) 郊外公園の新設案は、森林公園として千里山地域の30万坪、河岸公園として十三橋付近の80万坪、娯楽教化公園として大阪城跡の21万坪、運動公園として城東練兵場跡の12万坪、動植物公園として農学校移転跡地の4万坪、そして水池公園として田邊・股ヶ池周辺の35万坪、という計画であった。(参考文献25)
- (7) 大阪朝日新聞上では「内務省某当局」と報じられていたが、同日付の大阪毎日新聞においては、「關市長、瀧山都市計畫部長、大柴主事等相前後して上京内務省都市計畫課と協議」と報じられており、「内務省某当局」とは内務省都市計画課のことであるといえる。(参考文献43)
- (8) 吹田山一帯の広大な敷地は、総合大阪都市計画においては公園敷地として都市計画決定されなかったが、1933(昭和8)年の大阪都市計画風致地区指定においては、その一帯が風致地区として指定されている。

#### 【参考文献】

- 1) 椎原兵市(1928)、「大大阪公園計画」、庭園と風景、第10巻第4号、日本庭園協会。
- 2) 佐藤昌(1977)、「日本公園緑地発達史(上)」, pp.183-191, 都市計画研究所。
- 3) 大阪公園協会(1935)、「故大屋霊城博士年表」、公園、第2巻第1号(大屋霊城氏追悼号), pp.67-74, 大阪公園協会。
- 4) 高橋理喜男(1970)、「明治大正期における都市公園の成立と展開に関する研究」、東京大学博士論文。
- 5) 大阪市役所(1944)、「第一次大阪都市計画事業誌」, pp.84-88, 大阪市役所。
- 6) 石川幹子(2001)：「都市と緑地 新しい都市環境の創造に向けて」、岩波書店。
- 7) 木方十根(2004)、「大阪商科大学学園計画の都市計画上の位置付けについて」、日本建築学会計画系論文集、第582号, pp.169-176。
- 8) 山脇佳子(2009)、「関一の計画思想が近代大阪の公園緑地計画に及ぼした影響」に関する研究、大阪府立大学大学院修士論文。
- 9) 八尾修司、山口敬太、川崎雅史(2015)、「戦前期大阪における公園道路網

- 計画と桃ヶ池・田邊公園道路の形成」、土木学会論文集D1, Vol.71, pp.95-107。
- 10) 八尾修司、山口敬太、川崎雅史(2014)、「大屋霊城の公園系統の思想と戦前期大阪公園計画との関連性」、景観・デザイン研究講演集 Vol.10, pp.132-138。
  - 11) 佐藤昌(1977)、「日本公園緑地発達史(下)」, pp.23-24, 都市計画研究所。
  - 12) 柴田昌美(1995)、「大屋霊城の公園論と都市論—近代大阪都市計画のある未発の可能性—」、紀要「大阪の歴史」、44号, pp.73-97, 大阪市史編集所。
  - 13) 清水正之(1997)、「論客大屋霊城 初代の緑の都市計画家」、ランドスケープ研究, pp.203-206。
  - 14) 橋爪紳也(1988)、「大屋霊城の「花苑都市」構想について」、第23回日本都市計画学会学術研究論文集, pp.493-498。
  - 15) 大阪市計画局(1991)、「大阪のまちづくり—きのう・今日・あす—」、大阪市計画局, p.46。
  - 16) 山口半六(1899)、「大阪市新設市街設計説明書」、p.80, 東京大学史料編纂所蔵。
  - 17) 前掲5), pp.61-73。
  - 18) 大阪市役所市区改正部(1920)、「大阪市都市計畫説明書(交通運輸之部)」, 大阪市役所市区改正部, pp.20-22。
  - 19) 前掲5), p.73。
  - 20) 片岡安(1916)、「現代都市之研究」, p.218, 建築工藝協会。
  - 21) 「府公園候補地 調査委員の踏査」、大阪朝日新聞1919年5月22日付。
  - 22) 「公園系統 樹立調査完了」、大阪朝日新聞1921年2月17日付。
  - 23) 「大大阪の郊外三方に雅趣色別けの六大公園 其の総面積二百萬坪 森林、河岸、平野、林間、水池、運動場飛行場と特色を別け経費三千万円の大工事」、大阪時事新報1920年8月3日付。
  - 24) 「大阪の公園系統 大體方針決定」、大阪毎日新聞1920年9月28日付。
  - 25) 「公園の新設と擴張 府都市計畫課の計畫」、大阪朝日新聞1922年1月25日付。
  - 26) 「大阪市の内外に十箇所の公園 府都市計畫課の立案」、大阪朝日新聞1923年2月15日付。
  - 27) 「大阪市及附近に大公園計畫 市内に小公園五十箇所 郊外に大公園十數箇所」、大阪毎日新聞1922年8月17日付。
  - 28) 大屋霊城：「パークウェイとブルバール (Parkway & Boulevard) (三)」, 大阪朝日新聞1923年2月15日付。
  - 29) 大屋霊城：「パークウェイとブルバール (Parkway & Boulevard) (四)」, 大阪朝日新聞1923年2月17日付。
  - 30) 大屋霊城(1930)、「公園及運動場」, p.110, 裳華房。
  - 31) 前掲30), p.107。
  - 32) 前掲30), p.114。
  - 33) 前掲30), pp.108-109, 112-113。
  - 34) 前掲30), pp.112-113。
  - 35) 「覆された大阪の都市計畫 財政上の痛手とプランの建直し 市の技師隊東京に出張して調査」、大阪朝日新聞1923年9月29日付。
  - 36) 「公園計畫の擴張と道路公園の新設案 震災の結果に顧みて府都計課で考慮する」、大阪朝日新聞1923年10月14日付。
  - 37) 「災害の跡と復興計畫を参考にして立直す大阪都計 直木博士の帰阪を待つ岩田次長談」、大阪朝日新聞1923年10月5日付。
  - 38) 「大阪の内外に出来る百萬坪の大公園計畫 市内の中継公園と郊外の大公園總ての経費は一億數千萬圓」、大阪毎日新聞1923年12月22日付。
  - 39) 「何所が公園に取入れられるか 大阪市が立てた第一期の計畫 總じて五十萬坪—その工費一億圓」、大阪朝日新聞1923年12月22日付。
  - 40) 「改案された都市計畫 市當局より委員協議會に諮問 道路幅員で委員の苦情」、大阪朝日新聞1923年11月15日付。
  - 41) 「二百萬坪の公園 財源は公共團體の寄附 都計地方委員會の成案」、大阪朝日新聞1924年7月12日付。
  - 42) 「府市共同で郊外公園の計畫 擧げられた候補地」、大阪朝日新聞1925年7月8日付。
  - 43) 「大阪市第二次都市計畫 總經費四億六千萬圓で素晴らしいものが出来る 大阪の委員會へ出す内務省案」、大阪毎日新聞1927年10月25日付。
  - 44) 「四十六の新公園ができて「大阪」は緑化する 近く内務省から諮問の素晴らしい公園計畫案」、大阪毎日新聞1927年10月28日付。
  - 45) 「九萬坪の大飛行場 愈臨時議會に豫算提出 木津川尻に集る十八機」、大阪朝日新聞1924年5月6日付。
  - 46) 「餘り造作もかかず手に入る公園五十萬坪 既設公園と公園向きの廣場を改造して行く」、大阪時事新報1924年5月8日付。